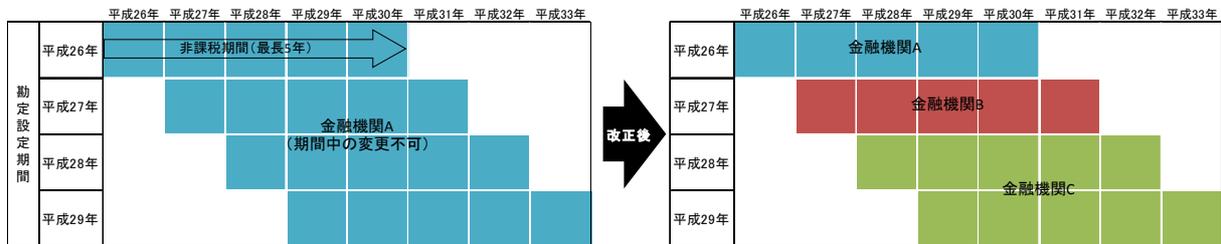


## NISA口座開設金融機関の年単位の変更が可能になります。

平成26年3月31日に公布された「所得税法の一部を改正する法律」により、NISAに関する租税特別措置法の規定が改正され、平成27年1月1日より、NISA口座を開設する金融機関の変更が一年単位で可能となります。

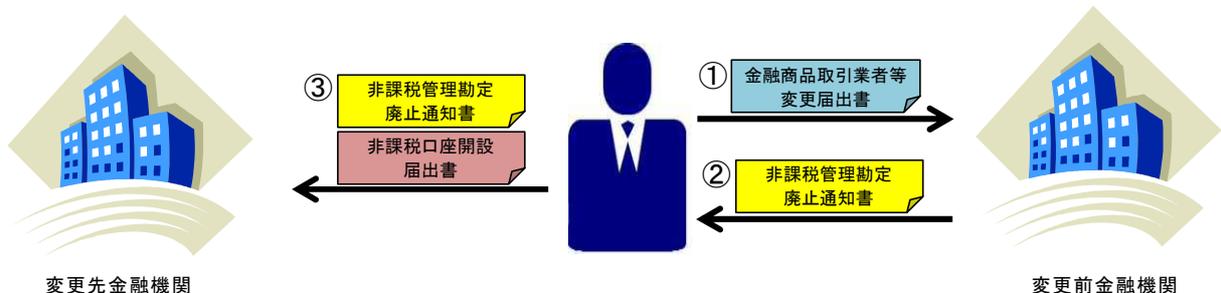
### 制度改正の概要

現在NISA口座を開設している金融機関とは別の金融機関にNISA口座を開設しようとする場合、開設しようとする日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日まで（平成27年のみ1月1日から9月30日まで）に、所定の手続きを行うことで、一年単位で金融機関の変更が可能になります。ただし、既に関先を買付けを行っている年については、その年内における金融機関の変更はできません。



### 金融機関変更手続の流れ

- ① NISA口座を開設している金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する。
- ② その金融機関から「非課税管理勘定廃止通知書」が交付される。  
※ 変更前金融機関において、税務当局への届出を行った後に交付することとされているので、若干時間がかかることがあります。
- ③ 変更したい金融機関へ「非課税管理勘定廃止通知書」を添付の上、「非課税口座開設届出書」を提出する。



※ 手続きの詳細・様式等については、お取引のある金融機関にお問い合わせ下さい。

## 留意点

- 金融機関の変更をした場合、結果として複数の金融機関にNISA口座を持つこととなりますが、買付けができるのは、各年において1つのNISA口座だけです。  
(例) 平成26年に金融機関AでNISA口座を開設し、平成27年に金融機関を金融機関Bに変更した場合、金融機関Aと金融機関BにNISA口座を持つこととなるが、非課税投資枠での買付けは、金融機関Bで持つNISA口座のみで行うことができる。
- 非課税期間終了後、金融商品のロールオーバーができるのは同一の金融機関のみであり、金融機関を変更した場合、変更先の金融機関のNISA口座へロールオーバーすることはできません。  
※ ロールオーバーとは、5年間の非課税期間終了後、NISAの新たな非課税枠を活用して金融商品の非課税保有を続けることをいいます。

## Q & A

**Q1** NISA口座の平成27年分の非課税投資枠で既にお買付けを行っていますが、金融機関の変更はいつからできますか？

**A** 既に、NISA口座でお買付けを行っている年は、金融機関の変更ができませんので、この場合、金融機関の変更ができるのは、平成28年分の非課税投資枠からとなります。なお、変更手続きは、平成27年の10月から平成28年の9月までに行う必要があります。

**Q2** 金融機関の変更後、変更前の金融機関のNISA口座でお買付けた上場株式等はどうなりますか？

**A** 変更前の金融機関のNISA口座でお買付けた上場株式等は、金融機関変更後も変更前の金融機関のNISA口座で保有することになります。売却は可能ですが、変更先の金融機関に開設したNISA口座に移管することはできません。